



# 岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第35号  
令和5年3月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



田んぼのど真ん中に鎮座する岩「賴政岩：田の神」（瑞浪市日吉町）

## 目次

令和5年度多面的機能支払交付金予算概算決定	2
「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」の開催	3
「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム」の開催	4
東海農政局が実施した抽出検査における指導助言	5
令和5年度に活動期間の終了を迎える活動組織に対するお願い	5
「令和4年度 小水路目地補修研修会」の開催	6
円滑な組織運営のための3つのポイント！	7
お知らせ	12

# 令和5年度多面的機能支払交付金予算概算決定

令和5年度国の多面的機能支払交付金が概算決定されました。令和5年度当初予算は、交付金の本体部分が昨年度と同額の470億5,000万円、推進交付金が16億200万円、合計486億5,200万円となりました。多面的機能支払交付金予算につきましては、水土里ネットと連携して引き続き関係機関に対して要請を実施してまいります。

## 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 48,652 (48,702) 百万円】

### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	④農地維持支払	⑤資源向上支払 (共同) ※1	⑥資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組む必要がある
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

#### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	
		畑	240	
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40	
			20	
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼたむ）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	
			320	
項目		都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

## 「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」の開催

全国水土里ネットは、持続的な地域づくりに向けた農村RMO等の取組や、地域の持続的発展に欠かすことのできない視点であるSDGsについての知見を深め、農業・農村の多面的機能支払に係る活動や活動に対する理解の促進を図るため、「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」が開催され、併せて「多面的機能支払活動の効率的・効果的展開に向けた全国研修会」「多面的機能支払活動の推進に係る担当者意見交換会」をそれぞれ開催しました。本県からは7つの活動組織を含む18名の関係者が参加しました。

### 全体の概要

開催日：令和5年1月23日（月）～24日（火）

会場：砂防会館別館1階シェーンバッハ（淀、木曽）他

### 令和5年1月23日（第1部）

#### 「農業・農村の多面的機能の持続的発揮に向けた全国シンポジウム」

○講演①「持続的な地域づくりに向けたRMOの現状とはじめるコツ」

講師：特定非営利活動法人「いわて地域づくり支援センター」  
若菜千穂常務理事

○講演②「地域の豊かな自然や農村を次世代に繋げるために！  
～地域運営体制の構築と活動展開～」

講師：（一社）松永あんじょうしょう会（小浜市）西田尚夫会長

○講演③「多面的機能支払活動とSDGsについて」

講師：（一財）日本水土総合研究所 企画研究部 葭井功治部長

○パネルディスカッション

「今後の多面的機能支払活動に期待される役割（持続的な農業・農村の構築に向けて）」



### 令和5年1月24日（第2部）

#### 多面的機能支払活動の効率的・効果的展開に向けた全国研修会

○講演①「三重県多気町における地域資源管理へのICT活用事例の紹介」

講師：（国研）農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門資源利用研究領域長 遠藤和子氏

○講演②「兵庫県における草刈りフィールド・ラボの取組」

講師：兵庫県農地整備課 谷本幹夫主査

水土里ネット兵庫（兵庫県多面的機能発揮推進協議会）山根規孝室長、森下達朗主査

○講演③「環境保全活動を通じての地域づくり～活動テーマ「結い」～」

講師：NPO法人 樽見内地域資源保全委員会（秋田県横手市） 渡部一男氏

○講演④「地域の大学生との連携事例」

講師：柴橋環境保全会（新潟県胎内市）事務局 高橋知也氏

### 令和5年1月24日（第3部）

#### 多面的機能支払活動の推進に係る担当者意見交換会（第3部）

○「多面的機能支払交付金に係る業務の取組状況（中間報告）」  
全国土地改良事業団体連合会 企画研究部 栗山徹主任

○講演①「熊本県の広報活動と取組面積について」

熊本県多面的機能支払推進協議会 事務局

熊本県土地改良事業団体連合会会員支援課 井文武係長

○講演②「多面的機能支払交付金における土地改良区と

活動組織の連携強化に向けて」

福井県多面的機能発揮推進協議会 事務局

福井県土地改良事業団体連合会 事業部 土地改良課 柘原一男主幹



パネルディスカッションの様子

## 「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム」の開催

令和5年2月9日（木）に、岐阜県内の62か所のサテライト会場に向けて、「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム」を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、複数年にわたり開催を控えてきましたが、この度 Web 配信という方法で、県内の多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の関係者約1,050名のご参加をいただき3年ぶりに開催することができました。また、Web 配信という初めての試みでしたが、サテライト会場の設営等多数の関係者のご協力により無事に開催することができました。誠にありがとうございました。

なお、本フォーラムは、農地維持活動における「事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修」、資源向上（共同）活動における「機能診断・補修技術等に関する研修」に該当します。

開催日：令和5年2月9日（火）13：00～15：30

会場：Web 各会場（各サテライト会場：63か所）

参加者：約1,050名

～ 動画「ニッポンの農業遺産」上映 ～

### プログラム

#### ◎事例発表

##### 1 町と活動組織における事務支援ソフト導入事例

講師：白川町 農林課 藤井伸司 氏

##### 2 トラブル事案とその対応について

講師：海津市 農林振興課 中島章嘉 氏

～ 動画「のぞいてみよう！田んぼの世界」上映 ～

#### ◎技術講習

##### 1 田んぼダムについて

講師：農林水産省 農村振興局農地資源課 多面的機能支払推進室 小林賢一 氏

：農林水産省 農村振興局農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 佐藤浩司 氏

##### 2 草刈り時の安全管理について

講師：日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部 鷺見達智 氏

#### ◎話題提供

##### 1 適正な組織運営のポイント

講師：岐阜県農村振興課、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

～ 動画「ニッポンの農業遺産」「のぞいてみよう！田んぼの世界」上映 ～

「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラム

貴重な財産である農地・農村の持つ多面的機能を維持することを目的として、保全活動の推進や適正な組織運営のため、「清流の国ぎふ」農地・水保全フォーラムを開催します。

日時 令和5年 2月9日（木）13:00～15:30 参加費 無料

場所 WEB各会場

<b>事例発表1(13:05～13:35)</b> テーマ 「町と活動組織における事務支援ソフト導入事例」 白川町 農林課 藤井 伸司 氏	<b>事例発表2(13:35～14:05)</b> テーマ 「トラブル事案とその対応について」 海津市 農林振興課 中島 章嘉 氏
<b>技術講習1(14:10～14:45)</b> テーマ 「田んぼダムについて」 農林水産省	<b>技術講習2(14:45～15:10)</b> テーマ 「草刈り時の安全管理について」 日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部 鷺見 達智 氏
<b>話題提供(15:10～15:30)</b> テーマ 「適正な組織運営のポイント」 岐阜県農村振興課、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会	

清流の国ぎふ憲章  
～ 豊かな国土を 持続可能な形で 守りつづける ～

「清流の国ぎふ」は、自然環境、歴史、文化、産業の調和のとれた発展を促すことにより、持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、清流の国ぎふを推進していきます。

主催 岐阜県、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会  
【お問い合わせ先】 岐阜県農村振興課 TEL. 058-222-1111（09時～4時、4時～17時）

農地・水保全フォーラムのちらし

## 東海農政局が実施した抽出検査における指導助言

○ 令和4年10月17日～11月24日に東海農政局が実施した抽出検査において、指導助言があった主な点についてご報告いたします。活動の参考にしてください。

### 1. 活動中の事故防止について

- ・活動前には、服装や装備品のチェック、事前に把握した危険個所の周知を行うこと。

### 2. 活動組織の運営について

- ・総会は規約に則り、毎年度行うこと。
- ・総会の構成人数や参加者数、委任状の人数、欠席者等を記録等で残し、総会で決定した事項については決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布や回覧等により確実に周知すること。
- ・発注事務や支払い事務など、役員相互で確認するなど、特定の役員だけで行わないこと。

### 3. 取りまとめる書類について

- ・多面的事業以外（中山間地域等直接支払や自治会の業務など）の資料とそれぞれファイル等を分けて保管すること。

### 4. 活動計画書との整合性について

- ・活動は活動計画書のとおり行い、変更が必要であれば活動計画書の変更手続きを行うこと。

### 5. 日当について

- ・日当を支払う場合、こういった活動に支払うのか、その単価等については、活動組織の内規等書面で取りまとめ、総会で合意を得ること。

### 6. 外注工事の見積り等の基準について

- ・見積りは3者以上から徴収することを基本とし、例外的に3者未満とならざるを得ない場合にはその理由を明確に整理のうえ契約書類等と合わせて保管すること。（1社だけでは適正価格かどうかの判断ができないため、国では最低3者以上と指導している。）
- ・発注方法や見積徴収先の選定は、市町村などが定める方法に沿って行うこと。

### 7. 台帳の不備や財産譲渡の手続きについて

- ・長寿命化で、施設を更新した場合には、財産管理台帳を整備すること。
- ・施設が更新された場合は、その財産の譲渡手続きを行うこと。

## 令和5年度に活動期間の終了を迎える活動組織に対するお願い

○ 令和5年度に5年間の活動期間の終了を迎える活動組織におかれましては、以下の点について、ご確認等お願いいたします。

### 1. 各種研修の実施について…活動期間中に1回以上の実施が必要。

- ・農地維持活動の「事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修」、資源向上（共同）活動の「機能診断・補修技術等に関する研修」が、5年間の活動期間中に1回以上実施することが必要となっています。実施できているかを確認しましょう。

### 2. 地域資源保全管理構想について…5年間の活動終了時までに策定が必要。

- ・農地維持活動に取り組んでいる活動組織では、5年間の活動終了時までに「地域資源保全管理構想」を策定し、関係市町村に提出することが必要となっています。早めのご準備をおすすめします。

### 3. 活動期間終了後も引き続き継続される場合は、お早めに組織内の合意形成をお願いします。

- ・5年間の活動期間終了後も引き続き活動を継続される場合は、継続することについて、できるだけ早い時期（令和4年度の決算等の総会時など）に活動組織内の合意形成を図りましょう。

## 「令和4年度 小水路目地補修研修会」の開催

多面的機能支払交付金の資源向上活動の共同活動における「機械の安全使用に関する研修、機能診断・補修技術等に関する研修」の一環として、小水路目地補修研修会を実施しました。

芥見地域環境保全協議会の皆様には、事前の目地除去や清掃、資材の提供、会場の設営等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

月 日	実施会場および関係活動組織等	参加者数等
10月23日	岐阜市 芥見地内：芥見地域環境保全協議会	3組織 23名

### ◆研修内容（座学研修）

安全管理の徹底や作業を行う際の配慮事項に関すること、目地補修を行う際の補修前の注意事項や補修前清掃、作業手順などの研修を座学で行った後、実際に目地補修を行う現地に移動して、シーリング材注入工法を参加者全員で体験しました。



座学の様子

### ◆実地内容（体験研修）

1. 事前に、古くなった目地材（モルタル等）を除去し、高圧洗浄機やプロアーなどを活用し、しっかりと清掃を行う。（汚れが残っていると新しい目地材と一緒に外れてしまい、十分な効果が得られないことがあるため、念入りに行うことが望ましい。）
2. ガムテープ等で、目地に合わせてマスキングする。（完成後が美しくなる。）
3. 目地の奥行きが深い場合は、バックアップ材を詰める。（資材の無駄を減らせる効果がある。）



清掃後の目地

### ○シーリング材注入工法（変成シリコンを使用）

1. プライマー塗布（補修材との接着を図る）
2. シーリング材注入（空隙ができないよう注意）
3. 表面仕上げ（ゴムヘラで整える）
4. マスキング除去
5. 完成（シーリング材が乾いたら通水完了）



シーリング剤注入



ゴムヘラで整える



完成

# 円滑な組織運営のための3つのポイント！

活動組織の円滑な運営をしていくための主なポイントが3つ！  
以下を参考にして、活動組織の運営にお役立てください



高めよう 地域協働の力！

改訂版

## 多面的機能支払交付金 円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかり行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



### 農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

岐阜県農政部  
岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

ポイント

1

# 構成員の合意形成をしっかり行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

## 合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

### (1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。

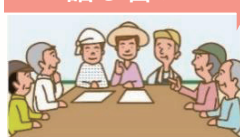


総会等を開催します (毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答  
話し合い

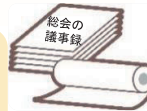


議決



総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...



## (2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

### 広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

#### A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします



合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）  
※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

説明と質疑応答

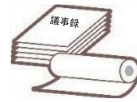
話し合い

決定



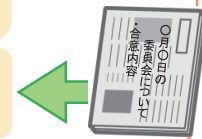
- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。  
・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。



#### B 集落

#### C 組織

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

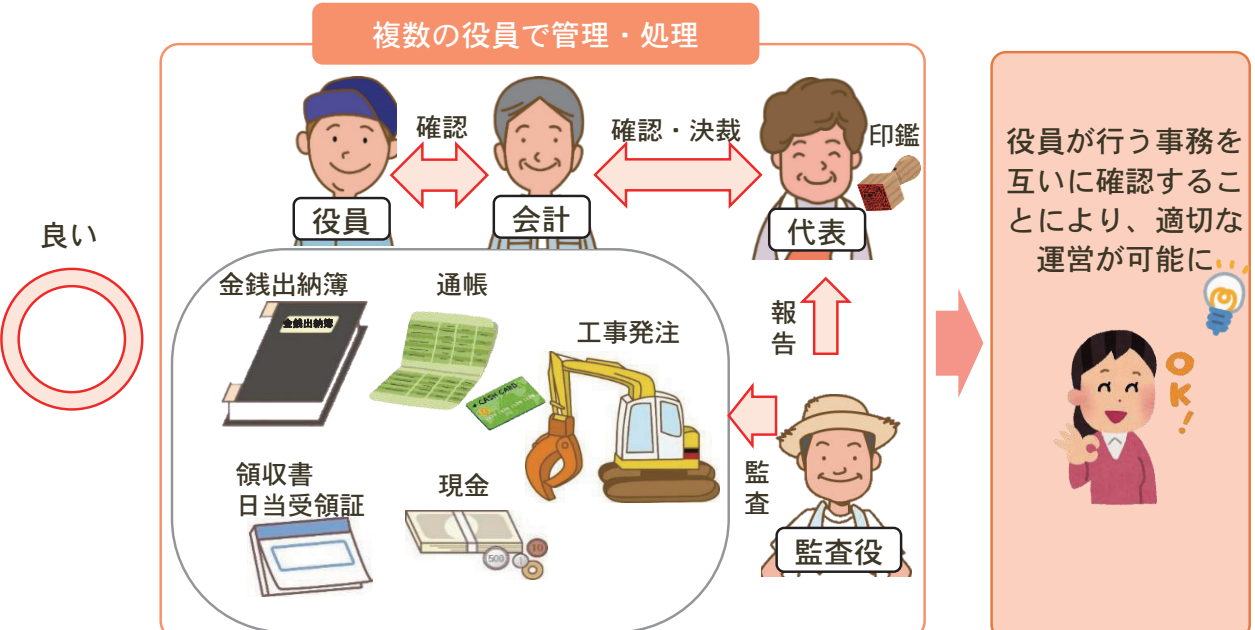
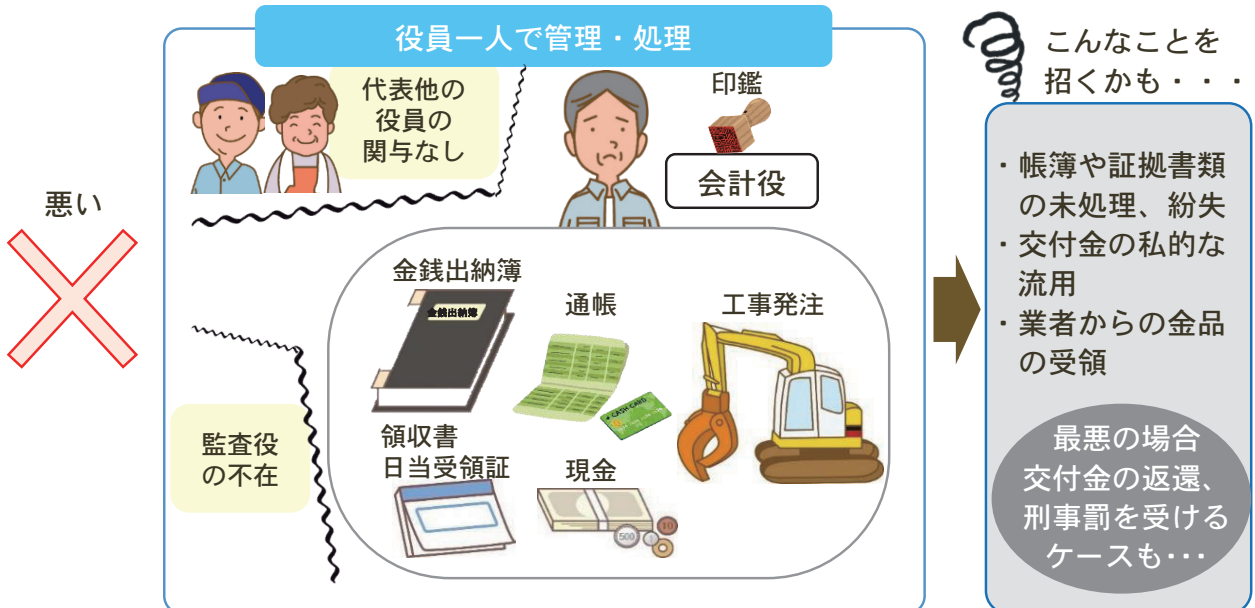
不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の  
返還になる  
ケースも...

ポイント

## 2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実にいきましょう。



※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

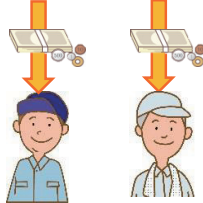
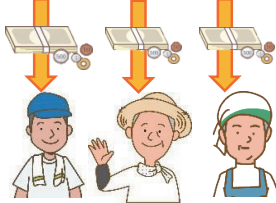
ポイント

### 3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成  
(ポイント1の場の活用)

#### 対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い



トラブル発生

・日当の目的外使用  
・揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

#### 日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、管理しましょう。※

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

※金融機関への振込により支払う場合、振込受領書によって代えることもできます。

#### 代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※



# お知らせ

## 新型コロナ対策に伴う活動の延期による繰越金について

新型コロナウイルス対策を理由として、次年度以降に活動を延期したことによる交付金の持ち越しは可能です。なお、通常の持ち越しと同様に必要額のみを持ち越しとなり、不要額は返還が必要です。また、新型コロナウイルス対策を理由として予定していた活動ができなかった場合についても返還免除としてきましたが、今年度についても同様の対応となる予定です。

## 事務支援ソフト体験用パソコンの貸し出しについて

活動組織の皆様へ事務支援ソフトを体験していただくため、協議会に体験用のパソコンをご用意いたしました。1台にソフトが2種類入っておりますので、ご希望に合わせてお試しいただくことができます。体験をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、協議会として特定のソフトを推奨するものではありません。

体験可能なソフト一覧

- ①STAFireReportⅣ
- ②楽ちん多面

## 協議会における新型コロナ対応

新型コロナウイルス感染拡大により研修会の開催が難しく原則中止といたしました。実地研修の代わりとして、協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行ってまいります。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えました。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。



田ケロー（着ぐるみ）は  
貸し出しもしています。  
県内ならどこでも参上するよ！



岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

## 岐阜県の農地・水・環境保全だより 第35号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号（岐阜県土地改良事業団体連合会内）

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索